平成２１年（フ）第３７８号
三重県三重郡川越町大字豊田一色428番地
債務者　片山　輝子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３９９号
三重県四日市市大字東阿倉川375番地８
債務者　若林　静子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４０１号
三重県三重郡川越町大字豊田42番地１
債務者　有村恵美子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４０２号
三重県四日市市伊倉３丁目１番７号
債務者　宇美　憲司
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４０３号
三重県四日市市伊坂台３丁目180番地２
債務者　小島美佐紀
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４０４号
三重県四日市市笹川９丁目７番地
債務者　守川　孝行
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４０５号
三重県四日市市あさけが丘３丁目１番地58
市営住宅263号
債務者　鈴木　真紀
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４０７号
三重県四日市市海山道町２丁目16番地　マ・メゾン海山道107号室
債務者　河原　　博
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４０８号
三重県桑名市蓮見町11番地
債務者　土肥　　泰
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４１０号
三重県四日市市大井手３丁目９番12号、住民票上の住所三重県四日市市大字西阿倉川638番地８
債務者　瀬古　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４４６号
兵庫県宝塚市小林２丁目７番13号　ソレイユ小林205号、前住所兵庫県宝塚市高司２丁目11番40号
債務者　谷下　裕樹
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４５６号
兵庫県伊丹市高台１丁目２番地の２
債務者　前田　定一
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４５７号
兵庫県伊丹市山田６丁目５番63号　日高ハイツ101号
債務者　村上　千尋
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４６１号
兵庫県伊丹市北伊丹４丁目69番地１
債務者　立石三千代
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４８１号
兵庫県宝塚市仁川高丸２丁目２番12号、前住所兵庫県宝塚市仁川高台１丁目２番46―303号
債務者　西堀ひとみ
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第９６４号
兵庫県尼崎市口田中１丁目５番12号　ウイズ口田中マンション302号
債務者　佐田　和宏
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０６６号
兵庫県西宮市東鳴尾町１丁目９番26号
債務者　近藤　浩子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０８２号
兵庫県西宮市神垣町８番10―101号
債務者　玉﨑あけみ
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係